

#### 4. 2 1 建設発生土を原料とした改良土

##### ① 評価対象資材

県内の公共工事から発生した、土質性状による強度不足の建設発生土（建設汚泥以外のもの）を、工作物の埋め戻しや路床置換え材等として、利用できるように処理した第2種改良土以上を評価対象とする。

##### ② 品質・性能

発生土利用基準（平成18年8月10日付 国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）に適合していること。

##### ③ 再生資源の含有率

県内の公共工事から発生した建設発生土を、改良土の原料として100%使用していること。（改良材は除く）

##### ④ 環境に対する安全性

- a. 原料として特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 製品または原料（再生資源）において、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項による「土壤溶出量」及び第2項による「土壤含有量」の基準に適合すること。

##### ⑤ 品質管理

安定した品質が確保できる設備・組織、社内規格、材料の供給体制、品質管理推進責任者等を備えた工場において製造された製品であること。

##### ⑥ 環境負荷

- a. 一般の購入砂等を使用した場合に比べ、環境負荷低減効果があること。
- b. 一般の購入砂等を使用した場合に比べ、別表1に示す項目について環境負荷が増大しないこと。

別表1 環境負荷増大が懸念される項目

- ・再リサイクルが可能な資材である。
- ・再リサイクル時に著しい環境負荷が生じない。
- ・使用時、施工時において、有害物質等の溶出がない。
- ・製造過程においてエネルギー消費量が著しく増大しない。
- ・製造過程において、著しい環境負荷は生じない。

⑦その他（留意事項）

土壌の水素イオン濃度（pH）について、再資源化の方法によっては（pH）が高くなることが想定されるが、4以上9未満を目安とする。万が一、高くなりすぎてしまった場合は、表流水、浸出水が公共用水域へ流出しないように排出処理や盛土等の設計上の配慮が必要。

令和 元年 1 1 月 7 日 一部改正

令和 7 年 1 月 3 1 日 一部改正